

## 井上労務管理事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1 日～ 令和 8年 3 月 31 日まで

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和3年 4月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和3年 4月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

<対策>

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

- 令和3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年 4月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する